

第 125 期中間決算公告

平成 19 年 12 月 25 日

長野市大字中御所字岡田 178 番地 8
株式会社 八十二銀行
取締役頭取 山浦 愛幸

中間貸借対照表 (平成 19 年 9 月 30 日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	272,837	預 金	5,228,870
コール口	97,182	譲渡性預金	77,657
買入金銭債権	64,037	コールマネー	29,536
特定取引資産	32,753	債券貸借取引受入担保金	30,197
金銭の信託	13,909	特定取引負債	11,094
有価証券	1,552,008	借入金	434
貸出金	3,971,560	外国為替	2,271
外国為替	29,597	その他負債	116,329
その他資産	89,028	退職給付引当金	12,797
有形固定資産	32,950	役員退職慰労引当金	233
無形固定資産	3,664	繰延税金負債	55,217
支払承諾見返	46,503	支払承諾	46,503
貸倒引当金	96,183	負債の部合計	5,611,143
投資損失引当金	244	(純資産の部)	
		資本金	52,243
		資本剰余金	30,196
		資本準備金	29,609
		その他資本剰余金	586
		利益剰余金	279,749
		利益準備金	47,610
		その他利益剰余金	232,139
		固定資産圧縮積立金	765
		圧縮記帳特別勘定	257
		退職慰労積立金	600
		別途積立金	211,000
		繰越利益剰余金	19,516
		自己株式	6,015
		株主資本合計	356,173
		その他有価証券評価差額金	144,050
		繰延ヘッジ損益	1,761
		評価・換算差額等合計	142,288
		純資産の部合計	498,461
資産の部合計	6,109,605	負債及び純資産の部合計	6,109,605

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券等の評価は、上記2.及び3.と同じ方法により行っております。
5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
6. 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | | |
|---|---|--------|
| 建 | 物 | 3年~50年 |
| 動 | 産 | 2年~20年 |
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
8. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(実質破綻先)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断して必要と認める額を計上しております。
 破綻懸念先及び下記24.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。
 上記以外の債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
10. 投資損失引当金は、時価のない有価証券等について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用又は収益処理 |
|----------|---|
12. 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると

認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

なお、当期首に計上すべき過年度負担額 432 百万円については特別損失に、当中間会計期間の発生額 36 百万円は営業経費に計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、経常利益は 199 百万円増加し、税引前中間純利益は 233 百万円減少しております。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

16. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せず損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っております。

17. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

18. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 31 百万円

19. 関係会社の株式及び出資総額 14,659 百万円

20. 有形固定資産の減価償却累計額 59,480 百万円

21. 有形固定資産の圧縮記帳額 8,659 百万円

22. 貸出金のうち、破綻先債権額は 13,046 百万円、延滞債権額は 127,404 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 99 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 57,654 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 198,205 百万円であります。

なお、22. から 25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は 72,449 百万円であります。

27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 68,487 百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金（その他の資産）	400 百万円
有価証券	235,434 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	9,560 百万円
コールマネー	中間期末残高はありません
売渡手形	中間期末残高はありません
債券貸借取引受入担保金	30,197 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用等として、有価証券 109,144 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 940 百万円であります。

29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 28,317 百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行なった場合は、前中間期末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ 27,170 百万円減少します。

30. 1 株当たりの純資産額 947 円 78 銭

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	101,692	337,368	235,675
債券	862,743	860,292	2,451
国債	557,259	556,080	1,178
地方債	76,943	77,265	322
社債	228,540	226,945	1,595
その他	296,287	303,659	7,372
外国証券	267,587	268,476	888
合計	1,260,723	1,501,320	240,596

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 96,547 百万円を差し引いた額 144,049 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

32. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 非上場事業債	1,910
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等 子会社・子法人等株式 投資事業組合等出資金	7,097 7,562
その他有価証券 非上場事業債 非上場株式	28,447 4,718

33. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	3,299	3,300	1

なお、上記の評価差額に繰延税金資産 0 百万円を加えた額 0 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、1,154,690 百万円であります。このうち原契約期間が 1

年以内のものが1,087,060百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	32,927	百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	5,721	
その他有価証券評価差額金	3,735	
減価償却費	3,256	
繰延ヘッジ損益	1,751	
有価証券償却	708	
未払事業税	580	
その他	2,672	
繰延税金資産小計	51,353	
評価性引当額	1,599	
繰延税金資産合計	49,754	

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	100,283
退職給付信託設定益	2,986
繰延ヘッジ損益	562
その他	1,138
繰延税金負債合計	104,971
繰延税金負債の純額	55,217

36. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

37. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率13.79%

中間損益計算書 (平成19年4月 1日から
平成19年9月30日まで)

(単位 : 百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		77,169
資 金 運 用 収 益	58,111	
(うち貸出金利息)	(40,619)	
(うち有価証券利息配当金)	(12,945)	
役 務 取 引 等 収 益	10,872	
特 定 取 引 収 益	343	
そ の 他 業 務 収 益	3,954	
そ の 他 経 常 収 益	<u>3,886</u>	
経 常 費 用		60,849
資 金 調 達 費 用	13,109	
(うち預金利息)	(9,956)	
役 務 取 引 等 費 用	3,360	
そ の 他 業 務 費 用	2,044	
営 業 経 費	30,016	
そ の 他 経 常 費 用	<u>12,318</u>	
経 常 利 益		16,319
特 別 利 益		251
特 別 損 失		<u>647</u>
税 引 前 中 間 純 利 益		15,923
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		7,407
法 人 税 等 調 整 額		<u>1,256</u>
中 間 純 利 益		<u>9,772</u>

(注) 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 . 1株当たり中間純利益金額 18円57銭

3 . 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

4 . その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 10,782 百万円を含んでおります。

信託財産残高表

(平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	5 0	金 銭 信 託	3 6 3
信 託 受 益 権	2 6 5		
現 金 預 け 金	4 6		
合 計	3 6 3	合 計	3 6 3

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 共同信託他社管理財産 百万円

3. 元本補てん契約のある信託については、取扱残高はありません。

第 125 期中間決算公告

平成 19 年 12 月 25 日

長野市大字中御所字岡田 178 番地 8
株式会社 八十二銀行
取締役頭取 山浦 愛幸

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 12 社
会社名

八十二ビジネスサービス株式会社	八十二スタッフサービス株式会社
八十二証券株式会社	八十二亜洲有限公司
やまびこ債権回収株式会社	八十二リース株式会社
株式会社八十二ディーシーカード	八十二信用保証株式会社
八十二システム開発株式会社	八十二キャピタル株式会社
八十二投資顧問株式会社	八十二オートリース株式会

なお、当中間連結会計期間において、アルプス証券株式会社は八十二証券株式会社に社名変更しております。

非連結の子会社及び子法人等 12 社
主要な会社名

有限会社こだまインベストメント

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 12 社

主要な会社名

有限会社こだまインベストメント

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6 月末日	1 社
9 月末日	11 社

連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 負ののれんの償却に関する事項

負ののれんの償却については、5 年間の均等償却を行っております。

中間連結貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	275,216	預 金	5,216,227
コールローン及び買入手形	97,182	譲 渡 性 預 金	76,957
買入金銭債権	64,037	コールマネー及び売渡手形	29,536
特定取引資産	32,753	債券貸借取引受入担保金	30,197
金銭の信託	13,909	特定取引負債	11,094
有価証券	1,565,398	借 用 金	38,209
貸出金	3,913,135	外 国 為 替	2,271
外国為替	29,597	そ の 他 負 債	142,802
その他資産	121,307	退職給付引当金	13,926
有形固定資産	117,076	役員退職慰労引当金	290
無形固定資産	11,781	特別法上の引当金	44
繰延税金資産	4,506	繰 延 税 金 負 債	56,549
支払承諾見返	46,503	負 の の れ ん	1,233
貸倒引当金	105,429	支 払 承 諾	46,503
投資損失引当金	311	負債の部合計	5,665,845
		（純資産の部）	
		資 本 金	52,243
		資 本 剰 余 金	30,260
		利 益 剰 余 金	286,907
		自 己 株 式	6,015
		株 主 資 本 合 計	363,396
		その他有価証券評価差額金	144,460
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,761
		為 替 換 算 調 整 勘 定	42
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	142,656
		少 数 株 主 持 分	14,767
		純資産の部合計	520,820
資産の部合計	6,186,665	負債及び純資産の部合計	6,186,665

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
- 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券等の評価は、上記2.及び3.と同じ方法により行っております。
5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | | |
|---|---|--------|
| 建 | 物 | 3年~50年 |
| 動 | 産 | 2年~20年 |
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、リース資産(貸手側資産)は、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時のリース資産の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。その他の有形固定資産については、主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
8. 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日の為替相場により換算しております。
9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(実質破綻先)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断して必要と認める額を計上しております。
- 破綻懸念先及び下記25.貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については、当行の償却・引当基準に準じて必要と認められた額を計上しております。
10. 投資損失引当金は、時価のない有価証券等について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用又は収益処理

12. 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号平成 19 年 4 月 13 日）が平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

なお、当期首に計上すべき過年度負担額 548 百万円については特別損失に、当中間連結会計期間の発生額 50 百万円は営業経費に計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、経常利益は 257 百万円増加し、税金等調整前中間純利益は 290 百万円減少しております。

13. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

15. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

16. デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っております。

国内の連結される子会社及び子法人等は、金利スワップの特例処理を行っております。

17. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

18. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。

金融商品取引責任準備金	44 百万円	金融商品取引法第 46 条の 5 第 1 項及び同法附則第 40 条の規定に基づく準備金であります。
-------------	--------	--

従来、証券取引法第 51 条及び証券会社に関する内閣府令第 35 条の規定に基づき、証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成 19 年 9 月 30 日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。

19. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額
31 百万円

20. 関係会社の株式及び出資総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資を除く)
8,366 百万円

21. 有形固定資産の減価償却累計額 207,394 百万円

22. 有形固定資産の圧縮記帳額 8,659 百万円

23. 貸出金のうち、破綻先債権額は 13,208 百万円、延滞債権額は 128,798 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支

援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

24. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は99百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
25. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は57,896百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
26. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は200,003百万円であります。
 なお、23. から26. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
27. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、72,449百万円であります。
28. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は68,487百万円であります。
29. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 現金(その他の資産) 400百万円
 有価証券 235,434百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 9,560百万円
 コールマネー及び売渡手形 中間期末残高はありません
 債券貸借取引受入担保金 30,197百万円
 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用等として、有価証券109,144百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金は1,137百万円あります。
30. 借入金の担保として、未経過リース期間に係るリース契約債権25,383百万円を差入れております。
31. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は28,317百万円あります。
 なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。
 前中間連結会計期間において上記相殺を行なった場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ27,170百万円減少します。
32. 1株当たりの純資産額 962円21銭
33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	4,986	4,959	26
その他	369	367	1
合 計	5,355	5,327	28

なお、上記その他は全て外国証券であります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	103,808	343,581	239,773
債券	863,143	860,693	2,449
国債	557,658	556,482	1,176
地方債	76,943	77,265	322
社債	228,540	226,945	1,595
その他	302,505	309,828	7,322
外国証券	273,538	274,334	796
合計	1,269,456	1,514,102	244,646

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 98,058 百万円を差し引いた額 146,587 百万円のうち少数株主持分 2,127 百万円を控除した額 144,459 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

34. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 非上場事業債	1,910
子会社・子法人等株式等 出資金	8,363
その他有価証券 非上場事業債	28,638
非上場株式	6,072

35. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	3,299	3,300	1

なお、上記の評価差額に繰延税金資産 0 百万円を加えた額 0 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、1,304,406 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のものが 1,087,060 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

38. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率 13.97%

中間連結損益計算書（平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
経 常 収 益		102,893
資 金 運 用 収 益	58,545	
（うち貸出金利息）	（ 40,807 ）	
（うち有価証券利息配当金）	（ 13,202 ）	
役 務 取 引 等 収 益	13,280	
特 定 取 引 収 益	346	
そ の 他 業 務 収 益	26,572	
そ の 他 経 常 収 益	4,148	
経 常 費 用		85,078
資 金 調 達 費 用	13,376	
（うち預金利息）	（ 9,940 ）	
役 務 取 引 等 費 用	3,013	
そ の 他 業 務 費 用	22,666	
営 業 経 費	31,855	
そ の 他 経 常 費 用	14,167	
経 常 利 益		17,815
特 別 利 益		265
特 別 損 失		778
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		17,302
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		8,198
法 人 税 等 調 整 額		1,547
少 数 株 主 利 益		212
中 間 純 利 益		10,439

（注）1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．1株当たり中間純利益金額 19円84銭

3．特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

4．「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額12,554百万円を含んでおります。